

住民税の概要

住民税について、その概要をまとめたものです。「住民税のしおり」を読み進めていく際の手引きとしてご活用ください。

住民税とは？

住民税とは、その年の1月1日時点で自分が住んでいる市区町村と都道府県に納める税金であり、市区町村民税・都道府県民税を合わせて「住民税」と呼びます。

住民税には、個人が納める「個人住民税」と、会社等の法人が納める「法人住民税」がありますが、本誌では、「個人住民税」について説明をします。

→上尾市の財政 1 ページ

→住民税のしくみ 4 ページ

納める方は？

住民税は、前年の1年間(1月1日から12月31日まで)に、給与や年金などの所得がある個人に対して課税されます。

→住民税を納める方 5 ページ

→住民税が課税されない方 5 ページ

計算方法は？

➤ 住民税の構成

住民税は、「均等割」と「所得割」で構成されます。 住民税＝均等割＋所得割

住 民 税	均 等 割	前年に一定の所得があると定額で課税されます。
	所 得 割	前年の所得金額に応じて課税されます。

➤ 均等割の計算式

年額 4,000 円 + 1,000 円※

【※】令和6年度から森林環境税(国税)として年額 1,000 円が均等割と併せて課税されます。

➤ 所得割の計算式

(所得金額－所得控除額)×10%(市民税 6%・県民税 4%)－税額控除額

→住民税の算出方法 8 ページ

→住民税の計算例 30 ページ

● 所得金額とは

所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた後の金額です。

所得の種類には、給与所得、公的年金等に係る雑所得、事業所得、不動産所得などがあります。

→所得の種類 10 ページ

- **所得控除とは**

所得控除とは、所得金額から差し引く控除です。

医療費控除や生命保険料控除などの物的控除と、配偶者や扶養親族、障害の有無などの個人的な事情を考慮した人的控除があります。

→所得控除の種類

15 ページ

- **税額控除とは**

税額控除とは、算出された税額(所得割額)から直接差し引く控除です。

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などがあります。

→税額控除の種類

24 ページ

納付方法は？

住民税の納付方法には、普通徴収(納付書、口座振替による納付)と給与からの特別徴収(給与天引き)、公的年金からの特別徴収(年金天引き)の 3 種類があります。

➤ **普通徴収(納付書、口座振替による納付)**

事業所得・不動産所得などがある方の住民税は、納付書や口座振替により、6月・8月・10月・翌年1月の納期に分けて納付していただきます。

→普通徴収

33 ページ

➤ **給与からの特別徴収**

給与所得がある方の住民税は、6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から天引きされます。

→給与からの特別徴収

33 ページ

➤ **公的年金からの特別徴収**

65歳以上で公的年金等に係る雑所得がある方の住民税は、4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6回に分けて公的年金の受給の際に天引きされます。

→公的年金からの特別徴収

35 ページ

申告方法は？

住民税申告により、前年の1年間(1月1日から12月31日まで)の収入などを申告していただきます。ただし、次の方は申告の必要はありません。

・所得税の確定申告をする方

・前年の所得が給与所得のみで給与の支払者から給与支払報告書が提出された方
(提出の有無は、給与の支払者に確認してください)

・前年の所得が公的年金等に係る雑所得のみで追加する控除がない方 など

→住民税申告

38 ページ